

令和4年度文化財保護審議会会議録

日 時：令和4年11月9日（水）13時30分～16時

場 所：鴨川市文化財センター学習室

出席者：小谷善親 渡邊宏 松原智美 佐藤恵重

<欠席> 富樫辰也 鎌田直人

教育委員会(事務局) 教育長・鈴木希彦（冒頭挨拶のみ）

生涯学習課長・石川丈夫（途中退席）

係長・高橋誠 主任主事・永井宏直

1. 開 会 司会 事務局・永井

2. 挨拶 鈴木教育長
（挨拶後、所用により退席）

3. 会長、副会長の選出

委嘱後、初の会議となるため、石川課長を座長として、会長・副会長を委員の協議のうえ、選任した。

会長は小谷委員、副会長は渡邊委員に決定した。

4. 議 件 以下、小谷会長が議長となり、会議次第に沿って審議が進められた。
会議録の署名人には、佐藤委員が指名された。

(1) 鴨川市指定文化財「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」の名称変更の要望について
資料に基づいて、事務局(高橋)から説明を行う。

当該文化財について、所有者から名称変更の要望が出された。その理由として、手印の形が「阿弥陀如来」ではなく「釈迦如来」ではないか、日蓮宗の寺院として「阿弥陀如来」が置かれることは教義上ない、という点が伝えられた。

指定時の資料にも名称の判断材料となるものは書かれていない。

変更について適当かどうか、委員皆様のご意見を伺いたい。

○基本的なこととして、阿弥陀と言われきた経緯はわかるのか。いきなり阿弥陀ということはないと思うが。お寺の記録ではどうなっているのか。財産目録はないのか。
(渡邊)

・お寺も事務局もそのあたりの経緯がまったくわからない。古い資料はまったくない。
(事務局)

○言い伝えられてきた背景が知りたい。(渡邊)

○手印は釈迦に多い形だが、それだけで断定はできない。墨書により、正徳年間（江

戸時代)に鏡忍寺にあったことは確実。その前にどうなっていたかはわからない。理由はわからないが、阿弥陀で伝承されてきたとするならば、そのことを重く見るべき。(松原)

- 日蓮宗では一般的に「釈迦」であり、教義上「阿弥陀」は見られないので、おかしいと思う。(佐藤)
- 教義上「阿弥陀」はないはずが、どうして阿弥陀になっていたのかが気になるところ。(渡邊)
- 40 cmほどのポータブルな大きさなので、何かしらの事情で運ばれてきたことも考えられる。一概に阿弥陀を祀らないといいきれないのではないか。実際に、市指定当時は阿弥陀としていたはず。(松原)
- 台座は正徳に作られたもので、阿弥陀でよく作られる形である。(松原)
- 本体と台座の材質は一緒か。(松原)
 - ・確認はとれていない。(事務局)
- 指摘されて、調査したところ、間違っつけてつけたということが判明したので、変更ということであればよいが、今回の場合は必ずしもそうではない可能性があるので、難しい。(渡邊)
- 阿弥陀であってもいいし、釈迦であってもいい形。寺伝を反映するのであれば、「伝阿弥陀如来」とすべき。(松原)
- 名称を変えることで価値が下がることはないが、信仰している人たちがどう考えるかだと思う。どの程度、阿弥陀として認識しているかどうか。(佐藤)
- 鏡忍寺の人たちが、この仏像に対して、どういう気持ちを持っているかだと思う。(議長)
- どうしても名称を変更したいのであれば、「伝阿弥陀如来座像」。もしくは「如来座像」とするか。(松原)
 - ・委員の皆さまのご意見をふまえて、再度、所有者に確認する。(事務局)

以上で(1)の議件は終了する。(議長)

- (2)「日蓮聖人註画讃」(鏡忍寺蔵)の文化財指定の要望について資料に基づいて、事務局(高橋)から説明を行う。

当該史料について、所有者から文化財指定の要望が出された。事務局にて調査をし、その内容についてまとめた。指定について、委員皆様のご意見を伺いたい。

- 建物の描写等は、江戸時代初期の頃は年代の大差がない。後期になるとかなり変わる。評価文にあるように、本圀寺本と鏡忍寺本の50~60年ほどで、文化的に大きく変わるだろうか。(渡邊)
- 絵師については、わかっているのか。(佐藤)
 - ・詳しくはわからない。中尾先生は、大和絵師の一人ではないかと推測されている。(事務局)
- 絵師については調べておいてほしい。(佐藤)

- 作成された時代は、江戸といえば、江戸だが、もっと下るのではないか。(松原)
- 感覚では、17世紀中ば以降だと思う。(渡邊)
- 評価についての部分は、変化を強調しすぎているような気もするので、もう一度整理してほしい。(渡邊)
- 何かしらの形で指定しなければならないものだと思う。指定をするには、再度調査をして、年代の推定等をまとめないといけない。(松原)
- 指定の価値は十分にあると思う。(渡邊)
- 貴重なものである。指定となれば、公開をするような形を取ってもらいたい。(佐藤)
- 指定する際には、現物を一度みたい。(松原)
 - ・委員の皆さまのご意見をふまえ、指定する方向として内容を再度整理する。次回開催時に現物を確認する方向で調整する。(事務局)

以上で(2)の議件は終了する。(議長)

- (3) 鴨川市指定文化財「杉庵山口志道誕生地」の指定範囲について
資料に基づいて、事務局(高橋)から説明を行う。

当該文化財については、指定範囲内に建立されている記念碑が令和元年の台風によって倒壊した。先日、修繕が完了したが、記念碑について、史跡を構成するものなのかどうか所有者より疑問が呈された。この取り扱いについて、含めるのか、含めないのか、委員皆様のご意見を伺いたい。

- 指定した時には石碑はあったのか。(松原)
 - ・土地のみを史跡指定をしている。(事務局)
- 史跡の範囲はどこまでか。(渡邊)
 - ・石碑の土地だけでなく、お宅を含めて一筆すべてを指定している。(事務局)
- 個人的には、含めてよいと思う。(渡邊)
- 碑がないと何かわからない。(松原)
- 石碑を指定する際には、地元の人で管理していくことを確認すること。(佐藤)
- 維持管理については、文化財保存活用地域計画を含めて、今後、持続できるようにできればいいと思う。(渡邊)
- 石碑の取り扱いについて、指定とするか、附とするか、ただ構成物とするか。(議長)
- 史跡を構成するもの、でいいと思う。(渡邊)
 - ・特に指定をせず、構成するものの一つとして説明文等に加える方向でよろしいか。
- それでよろしいか。(議長)
 - (委員より反対意見なし)

以上で(3)の議件は終了する。(議長)

- (4) 鴨川市指定文化財「鏡忍寺向唐門」の維持について
資料に基づいて、事務局(高橋)から説明を行う。

当該文化財について、以前より老朽化の相談を受けていたが、所有者より解体したい旨の連絡があった。委員皆様のご意見を伺いたい。

○最初、見に行った時は車を通すために、と聞いていたが。(渡邊)

・当時は救急車も通れないので移転させて、その際に修理したいという話だった。(事務局)

○コンパクトにまとまった、印象深い門。周辺の雑木を伐採してきれいに整備すれば、見栄えがよくなる場所。お寺としてどうしたいのか意思表示が欲しい。(渡邊)

○茅が金がかかるので、銅板葺に変えることもあるが、それでも現状変更の手続きであり、文化財的価値の判断として難しい。(佐藤)

・平成8年にも、茅葺から銅板葺への変更が審議されたことがあった。その時は、できる限り茅葺で維持して欲しいといった結論になっている。(事務局)

○以前、館山で県指定の建物を解体した事例がある。それは用材をすべて保管しておくということをした。(佐藤)

○将来、復活させることを前提に、10年とか15年で資金計画を立て、それまで解体した部材を保管しておくという手法をしたところもある。(渡邊)

○クラウドファンディング、新聞等で状況を知らせる、など、資金や協力を募った例はある。(松原)

○中野区で、同じように解体の危機となった裁判所の門を指定まで持っていき、テレビで公開見学会が報道されたことで、有名になったという例があった。(松原)

○市内の永明寺以外、近隣には「向唐門」はなく、希少価値が高い。解体は簡単だが、二度と取り戻せない。(渡邊)

○寄付を集める方法として、名前の書いた瓦を奉納することがよく行なわれている。いろいろなアイデアを検討してもらいたい。(渡邊)

各委員の意見をふまえ、保存・維持について、所有者と協議すること。

以上で(4)の議件は終了する。(議長)

- (5) 報告 ①文化財保存活用地域計画の策定について
②千葉県指定文化財「大山寺不動堂」の高欄修繕について
③令和3年度報告及び令和4年度の計画について

資料に基づいて、(5) ①から③について事務局(高橋)から報告を行った。

①について、文化財保存活用地域計画の基本的な内容、市として令和5年度より本格的に策定を進めること、文化財保護審議会の役割について説明した。

②について、3回に渡る高欄修繕の内容について報告した。

③について、天然記念物(ばくちの木)の調査報告、「天然記念物パネル展」の開催、「善覚寺の近世文書」説明板の修繕、ボランティアによる古泉千櫨生誕地の草刈、

無形民俗文化財の開催状況、企画展「資料館 40 年のあゆみ～鴨川ヒストリア～」の開催、「杉庵山口志道誕生地」看板設置を予定、が報告された。

○指定されたものだけではなく、市民から上がってくる、それ以外のものも含められると面白い。(佐藤)

○名前が重要。「地域文化財」という言葉があって、地域コミュニティの中で、心で繋いでいる文化財を維持し、保存し、伝えていくのが大事。「未指定文化財」という言葉ではさみしい。(渡邊)

他になければ、(5) の報告を終了する。(議長)

4. その他

○鴨川市の郷土教育に使われている教科書を知りたい。何年生でやって、どういう内容になっているのか。次回までに用意してもらえないか。地域計画にも関係してくる内容だと思う。(渡邊)

○副読本で「わたしたちの鴨川市」というのがある。(議長)

・担当課に相談して、次回までに用意する。(事務局)

以上で、すべての議件を終了する。(議長)

5. 閉会 事務局

・以上で令和 4 年度文化財保護審議会の会議を終了する。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第 7 条第 3 項の規定により議事録の内容について確認しました。

令和 4 年 12 月 27 日

会議録署名人 佐藤 恵重
